

「簡易書留」での現金要求は詐欺!!

本年10月下旬、長崎県内において、
・ インターネットの料金未納が発生しています
という内容のメールを送り、被害者に
・ 現金は簡易書留で郵送するように
と指示する手口の振り込め詐欺が2件連続して発生しました。



簡易書留とは？

書留は、「一般書留」「簡易書留」の2種類があります。
「簡易書留」は一般書留に比べて、料金が割安で、引き受けと配達のみを記録するものです。
現金を送る場合は、一般書留の一種である「現金書留」で送ることとなっています。

簡易書留では、現金は送付することができません。

「簡易書留」で現金を送るように指示された場合は、振り込め詐欺を疑って下さい。

- 絶対に相手方に、電話や返信メールはしない。
- 現金を要求する電話がかかってきたり、メールが送られてきたら
 - ・ 最寄りの警察署・交番・駐在所
 - ・ 緊急の場合は、110番
 - ・ 警察情報ダイヤル

0120-110-874
(110番へハナシてみよう)

へ、相談してください。

